

第11次北海道職業能力開発計画の策定について

I 策定目的

平成28年度に策定した「第10次北海道職業能力開発計画」が令和2年度をもって終了することに伴い、新型コロナウイルス感染症による「新たな日常」への対応や人口減少が深刻化している本道において、地域・産業の課題・ニーズを踏まえた人材の確保・育成を推進するためには、職業訓練をはじめとした職業能力の開発に関する施策を着実に推進していくことが必要となることから、令和3年度から5年間を計画期間とする「第11次北海道職業能力開発計画」を策定する。

II 位置付け

- 1 国が策定する「職業能力開発基本計画」に基づき策定する、道内において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画
 - ※ 道は、環境の変化に対応した労働者の職業能力開発を促進するため、昭和46年度から10次にわたり「北海道職業能力開発計画」を策定し、種々の施策を展開している。
- 2 根拠法令
 - 【職業能力開発促進法】
 - 第5条 厚生労働大臣は、職業能力の開発（職業訓練、職業能力検定その他この法律の規定による職業能力の開発及び向上をいう。次項及び第7条第1項において同じ。）に関する基本となるべき計画（以下「職業能力開発基本計画」という。）を策定するものとする。
 - 第7条 都道府県は、職業能力開発基本計画に基づき、当該都道府県の区域内において行われる職業能力の開発に関する基本となるべき計画を策定するよう努めるものとする。
- 3 計画に定める事項（職業能力開発促進法7条第2項）
 - ① 技能労働力等の労働力の需給の動向に関する事項
 - ② 職業能力の開発の実施目標に関する事項
 - ③ 職業能力の開発について講じようとする施策の基本となるべき事項

III 計画期間・策定期期

- 1 計画期間 令和3年度から令和7年度までの5カ年計画
- 2 策定期期 令和3年10月（予定）

IV 策定スケジュール(案)

時 期		内 容
2年度	令和3年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働審議会（職業能力開発部会への付託） ・ 職業能力開発部会での審議
3年度	4～6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の職業能力開発基本計画の告示 ・ 職業能力開発部会での審議 ・ 道議会（経済委員会）へ素案を報告
	7月	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメント（道民意見募集手続き）
	9～11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職業能力開発部会での審議 ・ 労働審議会（職業能力開発部会から報告・原案承認） ・ 第11次計画策定 ・ 道議会（経済委員会）へ策定を報告

V 参考

- 1 第10次北海道職業能力開発計画 概要・計画（資料1-2-1. 2）
- 2 第11次職業能力開発基本計画（案）（概要）（資料1-3-1）
- 3 第10次職業能力開発基本計画と第11次職業能力開発基本計画（案）ねらいと方向性の比較（資料1-3-2. 3）